107 Business Letter
News&Topics

浅田会計事務所
ASADA BUSINESS SERVICE

平成 30 年 11 月 20 日発行



年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、11月中に下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡もしくはご郵送頂きます様お願い致します。

【控除証明書等】

- **生命保険料**　控除証明書
- **個人年金保険料**　控除証明書
- **介護医療保険料**　控除証明書
- **地震（損害）保険料**　控除証明書
- 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
- 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
- **社会保険料（国民年金保険料）**控除証明書
- **国民健康保険料**
- **後期高齢者医療保険料**
- **介護保険料**

（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）本年中の支払額をご連絡ください。メモ又は納付書等の写しで結構です。

【中途就職者がおられる場合】

- 前職の平成30年分源泉徴収票

【変更の有無】※下記に該当する際は、メモ等にてその旨ご連絡ください。

- 扶養親族の増減
- 住所変更
- 配偶者（特別）控除を受けられる方は配偶者の平成30年分所得

配偶者（特別）控除の要件が変更されました。配偶者の給与収入が、201万6千円未満であれば控除の可能性があります。

【マイナンバーについてのお願い】

税務関係書類にマイナンバーの記載が必要となります。

訪問時や来訪時にコピーを回収させて頂きます。マイナンバーの提出がまだの方は、速やかに担当者までご連絡下さい。

※通知カード若しくは個人番号カードの現物の郵送はお控えください。

Business Letter
News&Topics

浅田会計事務所
ASADA BUSINESS SERVICE

デジタルマネーで２％還元！？

政府は 2019 年 10 月の消費税増税に向けて、中小の小売店で現金を使わずデジタルマネーで支払った人を対象に、価格の 2%をポイントとして還元する方針を打ち出しています。また、今まで現金払いが原則であった給与の支払いを、デジタルマネーで支払えるよう規制の見直しも進めています。最近よく聞くデジタルマネー、皆さんはご存知ですか？

デジタルマネーとは、実物の貨幣を使わず電子情報のみで代金を支払うことが出来る仮想貨幣を指します。一定の金額を IC カードやスマートフォンのアプリ上でチャージし、加盟店舗で決済できる「前払い（プリペイド）型」や登録した口座から後で引き落とされる「後払い（ポストペイ）型」などがあります。ビットコインなどの仮想通貨もデジタルマネーに含まれます。

デジタルマネー	例	特徴
クレジットカード	VISA カード JCB カード	世界的に普及している 後払い式
電子マネー	ICOCA（イコカ） WAON（ワオン）	チャージ上限あり 前払い式
スマートフォン決済	LINE Pay（ラインペイ） 楽天ペイ	手軽に行える 個人間の送金も可能
デビットカード	銀行系カード	即時に口座から引き落とされる
仮想通貨	ビットコイン	価格変動が大きい

デジタルマネーと言っても様々なものがあり、ポイント還元制度の実現にはまだまだ課題も多いと思われます。ただ、政府は増税による消費の冷え込みを抑えると同時に、他国に比べ遅れているキャッシュレス化を促進したい考えです。今まで現金主義だった方も、今後利点が増えそうなデジタルマネーの使用をこの機会に一度考えてみてもいいかもしれません。

第１回浅田会計大運動会を開催しました

10 月 5 日（金）に「第 1 回浅田会計大運動会 2018～運動不足な BODY をやっつけよう‼～」を社員 28 名、OB5 名の計 33 名で赤白のチームに分かれ行いました。

準備運動としてのヨガから始まり、AJTA 式玉入れ、綱引き、バスケットボール、ターゲットバードゴルフ、大縄跳び、リレーの計 7 競技を行いました。

ポンコツ集団の運動会でしたが、全員が本気で競技し、勝ち負けに一喜一憂しました。最も懸念していたケガ人も出ず、無事に終えることが出来ました。次は 4 年後かな・・・。

